

## 教育標準時間認定（1号認定）子どもに係る利用者負担額について

### 1. 利用者負担（保育料）の設定が必要となった経緯

「子ども・子育て支援新制度」の実施にあたり、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた「施設型給付」と、小規模保育など地域における保育事業に対する「地域型保育給付」が創設されます。

これらの給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされます。

「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」

（子ども・子育て支援法第27条、29条）

なお、新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案し、国が定める水準を上限として、実施主体である市が、月ごとの利用者負担額を定めることとされています。

### 2. 国が定める利用者負担額的水準

入園料に毎月の保育料を加えた額の全国平均（私立幼稚園は年額 308,000 円、月当たり 25,700 円）と就園奨励事業の国の補助基準（保育料・入園料の全国平均を基に所得階層別に設定）を踏まえ、補助を受けた後の「実質負担額」をベースに設定しております。

また、以下に該当する場合は減額措置が適用されます。

- （1）小学校3年以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円とする。
- （2）ひとり親世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯）の子どもについては、第2階層は0円、第3階層は上記額より1,000円減とする。

### 3. 本市における利用者負担の設定の考え方

本市が利用者負担を設定するにあたり、考慮が必要な事項として、次の点が挙げられます。

- （1）国が定める水準を踏まえて設定する。
- （2）市町村民税額に基づく階層区分による応能負担とする。  
父母とそれ以外の家計の主宰者の市町村民税所得割課税額を合算して所得階層区分を算出する。8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により決定する。
- （3）教育標準時間認定（1号認定）においては、幼稚園、認定こども園を問わず、同一の利用者負担額を適用する。
- （4）幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円とする。
- （5）ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等に配慮する。